

3. 第 75 号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

(1) 改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等（以下「法」という。）が一部改正され、令和 4 年 2 月 20 日に施行されることに伴い、神戸市手数料条例（以下「手数料条例」という。）における長期優良住宅の認定・許可手数料を改正する。

(2) 改正の概要

①分譲マンションの認定方法の見直し（住棟認定の導入）による改正

（手数料条例第 2 条第 132 号の 4～第 132 号の 7）

これまで、分譲マンションについては区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みだったが、法改正により、管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更になるため、手数料の算定を住戸ごとからマンション全体で行うよう改正する。

②登録住宅性能評価機関（以下、「評価機関」という。）の活用による認定手続きの合理化による改正

（手数料条例第 2 条第 132 号の 4 のイ、第 132 号の 4 の 2 のイ）

法改正により、住宅性能評価との一体申請が可能となり、評価機関が審査していた技術審査項目の一部が所管行政庁の審査項目に変更されたため、当該項目の審査手数料相当額を上乗せする。

（手数料条例第 2 条第 132 号の 4、第 132 号の 4 の 2、第 132 号の 6）

法改正により不要となった項目を削除し、文言を修正する。

③容積率特例の追加による改正

（手数料条例第 2 条第 132 号の 20）

法改正により、建築基準法の容積率制限を緩和する特例が追加されたため、当該許可に係る手数料を新設する。

(3) 施行期日

令和 4 年 2 月 20 日

第 75 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(132の 3) [略]</p> <p>(132の 4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」とい</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(132の 3) [略]</p> <p>(132の 4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」とい</p>

う。) (新築に係るものに限る。) の認定の申請に対する審査
ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第6条の2第3項又は第4項の規定により当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し (以下「確認書等」という。) が添付されていない場合

1件につき、認定の申請があった住宅 (以下「認定申請建築物」という。) の当該申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては5万5,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては12万6,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては20万3,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては41万1,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては72万円、5,000平方

う。) (新築に係るものに限る。) の認定の申請に対する審査
ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 (以下「登録住宅性能評価機関」という。) が、長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号 (第3号を除く。) に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面 (以下「適合証」という。) が添付されていない場合

1件につき、認定の申請があった一戸建ての住宅又は認定の申請があった住戸 (以下「認定申請住戸」という。) を含む共同住宅その他これに類するもの (以下「共同住宅等」という。) (以下「認定申請建築物」という。) の建築に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては5万5,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては12万6,000円、500平方メートルを超え1,000平方メ

メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては122万4,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては226万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては396万1,000円

メートル以内のものにあつては20万3,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては41万1,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては72万円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては122万4,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては226万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては396万1,000円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額（その額が、1万円未満である場合において50円未満の端数金額があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数金額があるときはこれを切り上げた額とし、1万円以上である場合において500円未満の端数金額があ

イ 確認書等が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の当該申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては1万1,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万2,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては5万7,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては8万8,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては13万7,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては22万3,000円、2万平方メートル

るときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数金額があるときはこれを切り上げた額とする。以下この号から第132号の7までにおいて同じ。))

イ 適合証が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の建築に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては9,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては1万7,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては5万5,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては8万6,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては13万5,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては22万1,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの

ルを超え3万平方メートル以内のものにあつては26万7,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては31万2,000円

のにあつては26万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては31万円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額）

ウ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）が添付されている場合 1件につき、認定申請建築物の建築に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては2万円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万3,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては10万2,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては20万1,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては33万1,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては49万8,000

円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては90万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては121万2,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては148万円5,000円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額）

(132の4の2) 長期優良住宅建築等計画（増築又は改築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 確認書等が添付されていない場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては7万2,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては16万8,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては26万9,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内

(132の4の2) 長期優良住宅建築等計画（増築又は改築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 適合証が添付されていない場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては7万2,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては16万8,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては26万9,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内

のものにあつては54万2,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては95万5,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては162万8,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては300万8,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては428万4,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては527万円

イ 確認書等が添付されている場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては1万3,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては2万3,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては4

のものにあつては54万2,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては95万5,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては162万8,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては300万8,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては428万4,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては527万円 (認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る住戸の数で除して得た額)

イ 適合証が添付されている場合

1件につき、認定の申請に係る床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては1万1,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては2万1,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万8,000円、1,000平方メートル

万円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあっては6万9,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあっては11万1,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては17万5,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあっては28万7,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあっては34万5,000円、3万平方メートルを超えるものには39万5,000円

(132の5) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査

1件につき、認定申請建築物のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万9,000

円を超え3,000平方メートル以内のものにあっては6万7,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあっては10万9,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては17万3,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあっては28万5,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあっては34万3,000円、3万平方メートルを超えるものには39万3,000円(認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る住戸の数で除して得た額)

(132の5) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査

1件につき、認定申請建築物のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万9,000

円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万円
ア～ウ [略]

(132の6) 長期優良住宅普及促進法
第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(以下この号及び次号において「第8条第1項の計画変更」という。)

円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万円(認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

ア～ウ [略]

(132の6) 長期優良住宅普及促進法
第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(以下この号及び次号において「第8条第1項の計画変更」という。)

(新築に係るものに限る。)の認定の申請(同法第9条第1項の規定に基づくものを除く。次号において同じ。)に対する審査

ア 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されていない場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては4万円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては5万5,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては12万6,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては20万3,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては41万1,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては72万円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては122万4,000円、1万平方メートルを

(新築に係るものに限る。)の認定の申請(同法第9条第1項の規定に基づくものを除く。次号において同じ。)に対する審査

ア 第8条第1項の計画変更に係る適合証が添付されていない場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては4万円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては5万5,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては12万6,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては20万3,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては41万1,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては72万円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては122万4,000円、1万平方メートルを

超え2万平方メートル以内のものにあつては226万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては396万1,000円

イ 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては5,300円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては9,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては1万7,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつ

超え2万平方メートル以内のものにあつては226万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては321万6,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては396万1,000円 (認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては、これらの額を当該第8条第1項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

イ 第8条第1項の計画変更に係る適合証が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては5,300円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては9,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては1万7,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては5万5,000円、3,000平方メ

ては5万5,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては8万6,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては13万5,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては22万1,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては26万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては31万円

メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては8万6,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては13万5,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては22万1,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては26万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては31万円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては、これらの額を当該第8条第1項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額）

ウ 第8条第1項の計画変更に係る住宅性能評価書が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては1万3,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては2万円、200平方メートルを超え

(132の6の2) 第8条第1項の計画変更（増築又は改築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

500平方メートル以内のものにあつては6万3,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては10万2,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては20万1,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては33万1,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては49万8,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては90万円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては121万2,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては148万円5,000円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては、これらの額を当該第8条第1項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額）

(132の6の2) 第8条第1項の計画変更（増築又は改築に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 第 8 条第 1 項の計画変更に係る確認書等が添付されていない場合

1 件につき、認定申請建築物の第 8 条第 1 項の計画変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1 が 100 平方メートル以内のものにあつては 5 万 2,000 円、100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のものにあつては 7 万 2,000 円、200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のものにあつては 16 万 8,000 円、500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のものにあつては 26 万 9,000 円、1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のものにあつては 54 万 2,000 円、3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のものにあつては 95 万 5,000 円、5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のものにあつては 162 万 8,000 円、1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のものにあつては 300 万 8,000 円、2 万平方メートルを超え 3 万平方メートル以内のものにあ

ア 第 8 条第 1 項の計画変更に係る適合証が添付されていない場合

1 件につき、認定申請建築物の第 8 条第 1 項の計画変更に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1 が 100 平方メートル以内のものにあつては 5 万 2,000 円、100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のものにあつては 7 万 2,000 円、200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のものにあつては 16 万 8,000 円、500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のものにあつては 26 万 9,000 円、1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のものにあつては 54 万 2,000 円、3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のものにあつては 95 万 5,000 円、5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のものにあつては 162 万 8,000 円、1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のものにあつては 300 万 8,000 円、2 万平方メートルを超え 3 万平方メートル以内のものにあ

っては428万4,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては527万円

イ 第8条第1項の計画変更に係る確認書等が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては6,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては1万1,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては2万1,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万8,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては6万7,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては10万9,000円、5,000

っては428万4,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては527万円 (認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては、これらの額を当該第8条第1項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

イ 第8条第1項の計画変更に係る適合証が添付されている場合

1件につき、認定申請建築物の第8条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1が100平方メートル以内のものにあつては6,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては1万1,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては2万1,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては3万8,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては6万7,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては10万9,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メ

平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては17万3,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあっては28万5,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあっては34万3,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては39万3,000円

(132の7) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定したとき又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任されたときの長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

1件につき 9,100円

一ト以内のものにあっては17万3,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあっては28万5,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあっては34万3,000円、3万平方メートルを超えるものにあっては39万3,000円 (認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該第8条第1項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

(132の7) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定したときの長期優良住宅建築等計画の変更 (以下この号において「第9条第1項の計画変更」という。) の認定の申請に対する審査

1件につき、認定申請建築物の第9条第1項の計画変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては9,100円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては1万7,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のも

のにあつては3万円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては5万5,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては8万6,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては13万5,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては22万1,000円、2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のものにあつては26万5,000円、3万平方メートルを超えるものにあつては31万円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては、これらの額を当該第9条第1項の計画変更に係る認定申請住戸の数で除して得た額）

(132の7の2)～(132の19) [略]

(132の20) 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(133)～(158) [略]

(132の7の2)～(132の19) [略]

(133)～(158) [略]

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。